



PwCベトナムニュースブリーフ

所有権変更に伴う関税優遇対象プロジェクトの管理

ご一読ください

2024年8月6日、税関総局(GDC)は、所有者が変更された場合の関税優遇対象プロジェクトの管理に関するオフィシャルレター3747/TCHQ-TXNKを発行しました。

輸出入関税に関する現行の規制に従い、プロジェクト所有者は免税品の使用者とみなされ、免税品のリストを税関に登録する責任があります。



概略

オフィシャルレターにおいて、GDCは、企業法および投資法で規定されているプロジェクト所有者の変更に関する手続きについて概説しており、免税資産の新規プロジェクトへの移転や資本拠出、分割、合併、および特定のビジネスモデルの変更などが含まれます。

このような移転があった場合、前任のプロジェクト所有者と新規プロジェクト所有者は、以下の書類を税関に提出する必要があります。

- プロジェクト所有者の変更に関する確認文書
- 前任のプロジェクト所有者によって登録された免税品リスト及び対応する税
関申告の詳細
- 免税品の譲渡に関する詳細を記載した文書(部分譲渡または全体譲渡、譲渡
時期、プロジェクトに関連する権利義務についてのその他の合意書)

新規プロジェクト所有者は、関税優遇対象商品を指定された目的で使用し、その使
用状況を税関に報告する責任があります。

さらに、GDCは、各省の税関部門に対して、所有権が変更された優遇対象プロジェ
クトを確認し、2024年9月9日までに状況を報告するよう、要請しています。

本件について、サポートが必要な場合は、弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



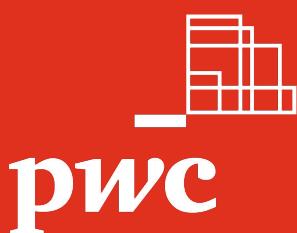
塚本 裕之 / Hiroyuki
Tsukamoto
マネージャー¹
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー¹
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー¹
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn

